

臨時専門分科会の最近の動向

○ 平成 22 年 11 月 30 日 第 6 回福祉医療費給付金臨時専門分科会

答申

(1) 所得制限のあり方

- ・ 所得制限については、当面、受給者及びその世帯の経済的負担を軽減するために、現状を維持していくことが望ましい。
- ・ ただし、今後、新たに対象範囲の拡大などを行う場合は、それによる福祉医療費給付金の増加に伴う財源を考慮して、所得制限を含めて検討するものとします。

(2) 精神障害者の対象範囲の拡大

(精神障害者 2 級手帳所持者 自立支援医療通院のみ → 通院全般)

- ・ 精神障害者の受給資格は、身体障害者及び知的障害者と比較して、対象範囲等が限定されていることから、精神障害者保健福祉手帳 2 級所持者について、自立支援医療の通院のみに限らず、通院全般まで拡大することが必要です。

○ 平成 24 年 1 月 27 日 第 3 回福祉医療費給付金臨時専門分科会

答申

(1) 子どもの対象年齢の拡大

(入院・通院 小学校 3 年生 → 6 年生 所得制限なし)

- ・ 子育て支援、少子化対策は喫緊の課題であり、受給者世帯における経済的負担が大きい小学 6 校年生の通院及び入院について、県内他市と比較する中で低い水準にあること等を踏まえ、早急に実施するべきである。
- ・ なお、所得制限については、県内での状況を踏まえ、引き続き行わないものとするべきである。

(2) 子どもの入院時食事給付の廃止

- ・ 乳幼児等の入院に際し給付している食事代については、平成 15 年度に県補助が廃止されてから、長野市単独事業で 2 分の 1 給付を継続してきた。平成 20 年度には乳幼児以外について給付が廃止されており、県内他市等の状況も踏まえ、乳幼児の拡大に併せ廃止するものとする。

(3) 精神障害者 2 級手帳所持者の受給資格の拡大

(自立支援医療のみ → 通院全般
 所得要件 非課税 → 特別障害者手当準拠)

- ・ 精神障害者 (2 級手帳所持者) の受給資格は、精神 1 級や他の障害区分と比較して給付対象が限定され不均衡を生じていることから、通院全般まで拡大し、本人の所得制限についても 1 級手帳所持者と同じ特別障害者手当準拠とするべきである。

